

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成31年4月10日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成31年4月10日(水) 午前9時59分～午前11時15分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 服部孝規
副部会長 今岡翔平
部会員 森美和子 鈴木達夫 岡本公秀
会長 小坂直親
副会長 中崎孝彦
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局
事務局長 草川博昭 議事調査課長 渡邊靖文
水越いづみ 村主健太郎
- 6 案件
1. 第54回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2019への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について(議長、常任委員会委員の任期について)
(2) 監視及び評価をどのように行っていくのか(通年議会について)
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前9時59分 開 会

○部会長（服部孝規君） 皆さん、おはようございます。

検討部会も、任期は皆さん方2年あるんですけども、とりあえず11月までの1年間に1つでも2つでも答えを出したいということで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事項書に従って進めていきます。

まず1つ目の、第54回検討部会の確認事項について、事務局のほうから説明をいただきます。

村主さん。

○議会議務局員（村主健太郎君） おはようございます。

では、事項1の54回検討部会の確認事項について説明いたします。

(1)の議会報告会の開催につきましては、前回、これまで所管事務調査の中で市民との意見交換等で力をつけて、2ステップ論で取り組んでいくという時期を経まして、次の段階に行く時期ではないかなどの議論もありまして、この1年に関しましては議会報告会は取り組みませんが、いろんな方向性で検討を引き続きやっていくということをご確認いただいております。

次に、(2)の監視及び評価をどのように行っていくのか(通年議会)のことについてでございますが、こちらにつきましては検討課題に上げて、疑問に思っていることを一つずつ解消していくということをご確認いただいております。具体的なご提案として、四日市などの先行導入した市議会にメリット・デメリット等を含めて実情を聞きに行つてはどうかということも考えていこうとの確認をいただきました。

次に、(3)の新たな議決項目の必要性について検討、こちらは議会の議決事件の追加についてでございますが、新たな議決事件をどうするか、どの計画にするか等々あわせまして、その議論の中で、例えば3月定例会提案の前の都市マスタープランなどは、往々にして計画物は4月スタートの計画などを3月に審査しなければならないスケジュールリングになってきているという問題等もありますので、再度どんなふうに議決事件を扱っていくかを含めて、何から取り上げていったらいいのかということをご議論していこうということをご確認をいただいております。

次に、(4)の機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について。こちらにつきましては議長、常任委員会委員の任期についてでございますが、特に3つの常任委員会での委員会運営につきまして、2委員会制ではどうなのか、平成30年4月の機構改革で教育民生委員会の所管がふえたことについてもどうなのか、これらの点を含めて議論をしたい。それにかかわりますのが委員の任期でございます。所管事務調査等の調査期間も含め2年でいくのか、1年でやるのかということをご議論しながら検討していくことをご確認をいただいております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） という確認ですが、よろしいですか。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 前回の議会報告会について、今の確認ですと本年度は進めたいが、いろんな状況を見ながらさらに進めていくというような報告だったんですが、前回の会議ではそういう意見もありながらも、広聴・広報機能を高めるために別の方法、手段を考えるという意見もある程度出たと思っておりますので、その辺だけは会議録等で残すべきだと私は思います。

○部会長（服部孝規君） 方向性についてはいろいろ意見が出されましたので、それについては出さ

れた意見をベースにしながらい後も議論していきたいということなんで、その意見をなしにしたわけではないんで、そういう意見も出された中で、方向性についてはいろんな角度から検討したいということで理解をいただければというふうに思います。

よろしいですか、鈴木委員。

他にありますか。

(発言する者なし)

○部会長（服部孝規君） なければ、1の確認事項を終えて、2の議会改革白書2019への掲載内容の確認について、事務局のほうからお願いします。

○議会事務局員（村主健太郎君） 事項2の議会改革白書2019への掲載内容の確認でございますが、資料1をごらんいただきたいとします。

平成31年3月12日の会派代表者会議での決定事項でございますが、会派代表者会議における人事案件の取り扱いについてということで、人事案件につきましては、申し合わせにより一般質問の最終日の本会議終了後に会派代表者会議において市長から説明を受けることとしておりますが、平成31年、この6月定例会から、人事案件につきましては、副市長、教育長、教育委員会委員及び監査委員についてのみ、会派代表者会議での説明を受けることとされたところでございます。

これまで代表者会議で説明を受けておりました公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、農業委員会委員、人権擁護委員につきましては、今後、代表者での説明は受けず、閉会日前日の議会運営委員会での説明を受けるのみとする扱いとなります。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 以上の確認について、ご意見ありましたら。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○部会長（服部孝規君） では、確認いただいたということで進めます。

では、議題に入りたいとします。

私のほうで、この事項書の1と2を入れかえて、先に通年議会のほうを議論いただきたいというふうに思います。

前回、通年議会についても議論いただきました。今回、亀山市で実施するとすれば、どういうことを今後検討していく必要があるのか、その辺のことについての皆さん方の意見もいただきながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

通年議会について、どんなことでも結構ですけれども、まず、どなたか。これは、亀山市で取り組むという方向で議論を進めたいというふうに思いますけれども、ありましたら。

(発言する者なし)

○部会長（服部孝規君） 先に説明してもらおうか。説明するものあったか。

事務局。

○議会事務局員（村主健太郎君） 本日、配付させていただいております検討課題カルテのみでございますが、監視及び評価をどのように行っていくのかということにつきまして、先ほどご報告いたしました通年議会制につきましては、特に実際に運用してからの実情の部分につきまして、導入している先行自治体への確認をする。通年議会につきましては、これまでの取り組んできた経緯といたしまして、必要である時期が来たときに再度議論するというを、前回の冒頭では事務局からお伝え

はしておりますが、部会長から特に災害の補正予算等で、その都度上げていって執行できるような体制が必要である。その意味でも通年議会の必要性があるのではないかということ。それから、所管事務のテーマ以外についても、通年議会であれば閉会中も正式な委員会としてできる等々のメリットをご提示いただいております。

それから、通年議会の2方式の説明をさせていただきまして、こちらにつきましては、自治法改正の先行型と、それから法改正に基づく法準拠のやり方を踏まえて、四日市市や鈴鹿市などは改正前の自治法による独自型という形で導入しておいて、鳥羽市のほうは自治法改正の手法で取り組んでいると。その中で、通年議会については検討課題に上げていくということで総括をさせていただいております。

済みません、ちょっと経緯のみの説明で申しわけございませんが。

○部会長（服部孝規君） ちょっと思い出していただく意味で、前回の資料でメリットとデメリットを表にしてもらったのがあるんですけども、ちょっとメリット部分から議論をさせていただきたいなと思います。

ここに上げられているのは、専決処分を減らすことができるというのが1つあります。それから、議会審議案件の増加による審議時間の十分な確保ができるということと、それから工事案件等、契約議案などの早期議決が可能である。災害時の補正予算なんかもそうだろうというふうに思います。それから、請願や陳情への早期対応が可能になるということで、本当に出されたときにすぐ対応ができるというような、そういうメリットがあるのではないかというふうに思いますけれども、その点について、まず議論いただければというふうに思いますけれども。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） どなたも発言がないので。

専決あるいは契約案件等に速やかに対応できるという、ただ現行の議会の開催権、市長が招集権、それから議長の要請により開けるという中で、それから専決についても一定の額で、180条に値するという部分も決めた中で、むしろそれに係る人口5万人の亀山市のマンパワー、特に執行部等ですね。これを考えた場合、冒頭、部会長は取り組んでいくんだということを前提に進めていきたいという中では、やはりメリットよりもデメリットのほうをもう一度しっかりと確認をすべきではないかなあというような思いもします。

○部会長（服部孝規君） どちらからやってもいいんですけども、今そういう意見が出ましたので、デメリットの面から議論しますか。両面あるんでね。どっちが先でも両方議論はせんならんと思うんですけども。順番の問題。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 少し頭の中で通年議会をした場合の状況がいまいちよくわからないので、イメージが湧かないので、例えば、この3月議会に置きかえて、それが通年議会であったならば、3月議会というか、この何か月間かの状況の中で、こんなことが変わってくるんやとか、何かそういうことはできないんでしょうか。何かイメージがようわからなくて、あんまり湧かないというか、メリット、デメリットというよりも、議会としての動きがどんなふうに変化していくのかということが想像つくんだらうかと思ってしまう。

○部会長（服部孝規君） 一つの例ですけども、ことし税制の改正の国会でのあれが、結局うちで

いうと定例会終了後に決まってきたというんで、これはどこやったか忘れたけど通年議会をやっているところで、ことしはちょうど31日が日曜日やったかな。だから、31日の夕方から開会をして、そこで専決ではなしに議案として審議をしてやったというのが、僕も市は忘れましたが、そういう対応が可能だということですね。専決でもいいようなものでも、結局通年議会をやっているときには議案として出てくると。だから、議会としても、たしか夕方から開催だったというふうには聞いたんですわ。31日の夕方から開催をして、そこで議案を審議したというようなことがあります。そういうふうなことは変わってくるのかなというふうには思いますけれども。

○部会員（森 美和子君） それで、さっき鈴木委員がおっしゃった幹部職員を拘束するというか、幹部だけじゃなくて職員を拘束するというか、そういうことも一つ気にはなるのかなあと思うんですけど、例えば専決の内容によって、全ての職員がいるということは要らないんじゃないかなあと思うし、国保であれば国保の関係の職員さえいれば、ほかのことは別にその場で議論する必要はないというようなこともあるのかなあと思うんですけど。

全然イメージがいまいち私は湧きません。

○部会長（服部孝規君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 例えば専決処分が減るとか、いろんなことを言われていますけれども、例えば税制なんて3月31日に、それは国が決めることであって、市議会が本会議を開いたところで、何ができるもんでもないやんか、税制改正というのは。せやで、はいはいと聞くしかないわけよね、税金に関してこういうふうに変わりますと国が言うてきたら、もういやも応もないんやから。そういう状況で、一体議会を開いて何すんのかという話やわな。修正のしようもないし、ただ聞きおだけやんか。

そして、例えば災害のときにも早く対応できるとは言うけれども、議会を開いてごちゃごちゃやっておるよりも専決でやったほうが、ずっと物理的にいうと早いと思うよ、僕は。議会であれこれ言っておるよりは、もう専決でそういった災害なんかに関してはやってもらって、事後報告という形になるけれども。できるだけ早く手を打とうというようなことに、そういうふうなことをやると逆に時間がかかるんじゃないかという気も僕はある。だから、僕は今まで通年議会にせんと、これは出おくれたなあとか、あんまりそういうふうなことを思わんのやわ、今年4回制でも。それほど、年4回やるのが制度としておくれをとっておるとか、あんまり思わんのやわ。そういうふうなことです。

○部会長（服部孝規君） 今の意見どうですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） 私の意見を言わせてもらおうと、この通年議会というのは、どちらかというところと執行部優位のような法の体系にある中で、やっぱり議会が審議権をきちっと確保するということがあるんだろうと思います。

それで、専決も本来はやむを得ない措置としてやることであって、本来はやっぱり議会にきちんとかけて決めていくものだ。ただし、それが特別な事情があってできない場合に限って専決を認めるというのが基本的なスタンスだろうと思います。だからそういう意味でいくと、やっぱり専決はできるだけしないようなことが必要であろうと。

それから、もう一つは、本当に議会の議決にかける必要のないものについては、自治法の中で、これはもう市長にどうぞやってくださいということで認めている部分もあるんで、やっぱり必要な部分

については、議会が関与して審議をするというのが基本であろうと。だから税制の問題の、確かに言われるように国の法律改正によるものだから、なかなかそれは審議してどうなるのやという話はありませんけれども、やっぱり議会も市の条例として定めていく以上は、やっぱり議会としての議論はどうしても必要であろうと。そこを、もう要らんやないかと言い出すと、議会そのものが不要やというところにもつながっていくんで、そこは私はやっぱり議会の審議権という意味では大事な機能だろうというふうに思います。通年議会も、そういう議会の機能を強める立場で出てきているんだろうというふうに、私は理解をしています。以上です。

ほかの方、意見ありましたらどうぞ。

これは大事なことやと思います、確かに。

今岡副部長。

○副部長（今岡翔平君） 通年でいつでも議会を招集できるから、逆にある意味、緊張感なく、ただらと議案が出てくるという状況には、ほかの自治体の事例を見ておると、通年やからもういつでもいいやんという考え方ではなくて、ある程度の緊張感というのは保てるのかなというふうな気はしました。

もう一個が、例えばプレミアムの話がありましたけど、多分この3月を逃すともう6月に回さないかんということで、あんな詰め込みになったと思うんですけど、逆に通年であれば、6月に回るはずやったものをその前にやって、要は執行部の進めたいということを通年議会によってある意味助けるということもできるのかなと思うんで、私は正直、先行しておる自治体もそんなに変わらんというぐらいのことも立ち話とかでは聞くぐらいやもんで、一回、ずうっとこれでいくという意味ではなくて、試験的にやってみやんとどんなもんかわかりませんよねというのが私の感覚なので、そういった意見です。

○部長（服部孝規君） 確かにそうですね。3月議会のプレミアム、あれはそうかわからんね。例えば通年議会やったら、4月にまた当初予算が成立した後、31年度の補正は4月の時点でやることはできる。もちろん30年度の補正は、もうあの時点でしかやりようがなかったけれども、そういうことは可能かわからんね。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 今から2年ぐらい前、ぎょうせいから報告が来ましたね。あのときは、通年議会をやっても余りメリットはないというニュアンスの報告やったと思うんやわ。なぜかという、臨時会というのでも開くことができるで、議長の要請によって。ところが亀山市は、臨時会という、例の選挙が終わってから人事の臨時会しか開いたことがないのが実態で、案件によって臨時会は余りないでしょう。そやもんで、年に1遍ぐらいしか臨時会を開かんのやけど、あれもたしかぎょうせいの報告では、通年議会にせんでも臨時会というものを活用することによって、同じような効果はできるというふうな内容の報告で、余り通年議会を、これはええもんやとか、そういうふうなことは報告書ではなかったと思う、ぎょうせいのときは。もうあんまり大したメリットないですよというような雰囲気の記事やった。臨時会という制度をもっと活用したら、幾らでもカバーできんのやというふうなことを書いてあったと思うんですよ。

○部長（服部孝規君） ただ1点言うと、当時の議論というのは、専決をなくせるということが主な理由で通年議会をという議論をしておったもんで、そういう意味では、余り専決で通年議会が必要

やというところにまで行き着いていないような、そういうことが一番大きかったのかなというふうに思いますけれども。

あと、会長、副会長さん、ありましたらどうぞ。

○会長（小坂直親君） 今言われた臨時会は、市長が招集して、それから議案があつて、議案についての質疑だけで一般質問はないんですよ。だから通年議会をすれば、今、全協で市長報告、市長の報告に審議はしておらんわけです、聞きっ放しやけど。ここらがいろいろ問題はある。聞きたくても聞けんと、確認だけやということやで。通年議会にすれば一般質問ができる。だから、今の全員協議会でいろいろなことがあるんやけど、そういうことで常日ごろ、議会の4回でしか一般質問はできへんことが、ある程度議案があれば質問はできる。だから、全協の範囲内はもう少し拡大して、議員の個々で取り上げることはできると。

例えば、今、駅前開発についても特別委員会だけの問題じゃないと思うんですよ。これは全員の問題やと思う。そこら辺については、通年議会であれば議会が全部で、いろんなことを問いたすこともできるやろうし、特別委員会だけに限るんじゃないんで。

私は通年議会は、一遍十分検討して、これに経費がどれだけかかって、執行部にどれだけ負担がかかって、通年議会であれば関係部署の職員だけ議場に入るといふ、制限を加えなあかんと思う。今のように普通の定例みたいに、全員がここに並ぶ必要はない。その案件によって出席してもらう。それで執行部に負担がかからんようにするという工夫もせなあかんし、経費がどれだけかかって、日程的にどれがとれるかという中身をしていけば、ある程度整理をしていけば、私は一般質問がそこでできるのであれば、2カ月3カ月後の定例会に回さんでも緊急を要する質問が、一般質問として質疑もできるという一つのメリットがあるんで。全協でいつもああいうトラブルを、市長答弁に対する説明不足、それから質問ができやんということ解消するには、議会としての意思表示をできるという、執行部との意見交換できるという意味では、一つの方法かと思うんで、早急とは言わない、そこらを含めて、やっぱり検討すべきかなあというふうに私は思いますけど。

○部会長（服部孝規君） 副会長さん、何かありましたら。

○副会長（中崎孝彦君） この通年議会の話が出たときから思っておんのやけど、皆さんどう思っているのか知らんけど、やっぱりこれはもう亀山市の議会が決めることやで、亀山市で独自で決めていたらええんやけど、ちまたで聞くと、その通年議会を採用しておったところが通年議会をやめたというような自治体もあるもんで、それは一体何でそんな通年議会になって、また元へ戻ったんやろうなあということをよく思っているんですけど、そういうようなところの自治体もわかっておると思うもんで、そういうところがなぜやったんやろうなというのが、ちょっとそういうことを知りたいなあと思ったわけです。別によその自治体がどうであろうとこうであろうと関係ないと思うけど、やっぱりこちらが通年議会を採用するということになるのには、そういうのでなぜやったんやろうというのが常々思っておったんですわ。僕が勉強不足でいろんな経験もないであれやけれども、思っておったんは通年議会ということをぼーんと聞いたときに、恐らく通年議会にしたら専決処分がなくなるとかいろんなことはありますけど、今も今岡さんが言われたプレミアムの問題とかというので、これは通年議会があつたら物すごいええと思うんですけど、そんな案件というのは、そうそう今までの事故とかいろんな専決処分みたいなことはあらへんもんで、そうしたら、そんだけ案件が少ないものに対して通年議会にして、全体を通年議会ということ縛るといふか、そういうものにしてもええのかなあ

というような思いは持っておった。

とりあえず、くどいようですけど、そういう自治体で採用しておったやつが元に戻ったと。何でやるなというのがありますので、その辺の資料というか、それはちょっとは聞きたいなというか、思います。

○部会長（服部孝規君） 他に。

どうぞ、鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 確認したいんですけども、先ほど森委員もそれから今、会長さんもおっしゃった、案件ごとに議会の出席を、例えば今言った国保の問題だったら生活文化部長と市長、副市長、あるいは若干の事務方、これというのは議会の体をなすのかどうか、いわゆる法的にそういうのは許されるのかなという。

○部会長（服部孝規君） どうですかね。その点について。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） そうやな。出席を求めるんやもんな、議会が。それに対して出席するという。

○部会員（鈴木達夫君） ということは、できるということですか。

○部会長（服部孝規君） うん、可能やね。それは可能。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 僕は、僕の個人的な信義かわからんけど、やっぱり3、6、9、12と招集がかかると、さあ議会やとスイッチが入るわけよね。終わるとオフになるわけやけど、そういったやつがもうまるきりないと、オンオフがないと何かだたら1年間続くというのも何かめり張りが無いなあというのは、僕の個人的な考えかわからんけど、僕はそんな気がします。

○部会長（服部孝規君） なるほどね。

どンドン意見を言ってください。どんなことでも。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 私も議員にさせていただいて、年4回という議会の流れがしみついていますが、本来やっぱり年間を通してというか、4年間の任期で議員としての職務を果たしていくということが求められているんだと思うので、それは通年議会であろうが年4回であろうが緊張感を持ってやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなあとと思いますし、今いろいろと出たご意見、考えられる課題を一度整理して、先進地というか、副会長がおっしゃったやめたところも含めて、一度やっぱりそういうところ、先進地のご意見を聞きたいなと思います。

○部会長（服部孝規君） なるほどね。

副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） 岡本委員とも、前、終わった後に話をしていたんですけど、やっぱり議員活動としてどこかいろんな視察に出かけたりとか、あるいは議員じゃなくて普通の一市民やっただとして、例えば冠婚葬祭とか、そういうので海外に行ったりとか、そういう個人の生活というものも守られるべきで、通年議会になったら、もういつも、例えば病院に勤めておるとか、消防に勤めておるとか、そういう感覚になるのかなというイメージやっただすよね、私も。だからその辺はすごくおっしゃることというのはよくわかるので、そのあたりはやっぱり議員一人一人の生活とか視察とか、そ

ういう活動というのは尊重していくように議会で持っていきたいなというのと、あとは私も鈴鹿の方とかに話を聞いてみると、通年議会は思ったほど、議会は開いておるけど、うちら普通やでみたいなの、仕組みはあれども執行部が我々が活用しない限り、そんなに何か、言い方は悪いですけど緊張感があるものでもないようだったので、私も結構、岡本委員に近い考え方もあったんですけど、そんなにハードルが高いものでなければ一回やってみて、それこそ副会長がおっしゃるように、亀山市も通年議会をやっておったけど戻しましたみたいな自治体になってもいいのかなという気もしたので、そういう感覚ですね。

○部会長（服部孝規君） 森委員が言われたように、もう少し課題をきちっと上げて、整理をして、議論をもう少し、この検討部会だけじゃなしに会派にも持ち帰ってもらって議論する必要があるのかなあと。

特に議長言われたように、本当に議員全体がそういうことをやろうというような構えにならんと。やっぱり議論の過程で十分やって、取り組むなら取り組むで、やっぱり議会全体でそういう意識の高まり、そういうものをやっぱり得た上でやるということも大事だろうというふうに思いますので。

とりあえず、課題を一度整理して、それを皆さん方にお返しして議論をするということが一つと、それからもう一点は、進んでやってみるところ、例として四日市が出ましたんで、四日市を開きに行くということ。それから副会長から言われましたように、導入しながらやめてしまった自治体、これについてもちょっと調べて、そういうところについても調査に出かけるというようなことをやりながら議論を深めていくということを進めていきたいということで、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 森委員。

○部会員（森 美和子君） 物すごく議会の回数がふえたというところがもしあるのであれば……。

○部会長（服部孝規君） 通年議会になってね。

○部会員（森 美和子君） なってから。

ちょっと調べていただければありがたいかなと。

○部会長（服部孝規君） ただ単にやっているだけやなくして、その中身ね。もうほとんど変わらんというところもあれば、通年議会になって随分変わったというところも、中身まで聞いて、それを踏まえてやるということね。はい、わかりました。

そんなことで、ちょっと一遍調べてみます。

じゃあ、これは引き続き議論ということにさせていただきます。

2つ目の、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということで、資料2、これは説明要りますか。よろしいか。

村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） 前回の経緯だけしか、ちょっとお伝えできませんが、済みません。

機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方につきましては、特に改選後、申し合わせで議長任期2年、副議長1年、委員の任期は条例で1年として現在運用しておりまして、委員の任期につきましては、委員会構成等もかかわってくるということもありまして、特に組織機構改革の後、今後、教育民生委員会に所管が偏り過ぎているのではないかという課題も含めて、3委員会動いてきてどうなのか、2委員会制はどうなのか、3委員会制にしたが機構改革で教民のボリュームがふえたこと

の現実問題、これらを含めて議論をしたい。

それにかかわるのが任期の問題。2年で行くのか、1年でやるのかということで、所管事務調査の調査期間等も含めて、次の機会に皆さんの感じ方、捉え方についても意見を交換しながらやっていきたいということで、確認をいただいております。以上です。

○部会長（服部孝規君） 進め方ですけど、所管事務調査と同じように、まず課題、問題点をずうっと洗い出して、それを解決するためにはどんな方法がいいのかというふうに議論を進めていったほうが、最初から2委員会がええのか3委員会がええのかという議論よりも、今の現状の課題、問題点をまず洗い出すと。それを解決する上でどんな方向がいいのかということ、次の段階で議論するというほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） よろしいですか。

まず、課題、問題点。現状の3委員会制、これについての課題、問題点を洗い出すと。もちろん、これが大して問題がなければ、もう現状でいいという結論にもなるかもわかりませんし、ここで問題が大きく出てくるのであれば、何らかやらなきゃならんということにもなってくるかなあというふうに思いますけれども。

よろしいですか、そういう議論の進め方で。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、まず、それぞれの皆さん方が感じてみえる、今3委員会制でやっているこの委員会の抱えている問題点、感じられているところ、それぞれ出してください。

教育民生委員会に所属してみえる方から、まず。

森委員。

○部会員（森 美和子君） もう今回の3月議会は特に議案が多くて、やっぱり何時までやらなあかんとか制限はありませんけど、どうしても結構しゃべっていますけど、もっと聞きたいというところを、自分の中ではやっぱりセーブする部分があったような気がします。もっと、委員会制をとっている限り、委員会の中での議論をしっかりとやりたいと思っても、もう後がいっぱい詰まっているし、それ以上に何か今回いろんなことが多く教民の中ではあったような気がするので、やっぱりちょっと今は機能不全に陥っているような気が、私はします。今のボリュームではね。

この機構改革によってこれがこうなったんですけど、もう変えられませんか。機構改革の中身は行政側の問題やから、それに沿って私たちは委員会を組んでいるんですけど、議会側から何かこう、例えば今まであった環境が教民に来ましたが、それは戻すとかということはもうできませんよね。そういうことはできませんよね。

○部会長（服部孝規君） いや、それはできると思う。できるな、それは。

渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） たしか機構改革のときに、委員会条例で3つの委員会がどの部分を所管するかというのを改正する必要があったんですけど、そのときに、例えば今、環境は生活文化部です。その環境センター等環境部門を、例えば産建に残そうとすると、課単位でその委員会の所管を割り振っていくような問題が出てきます。課単位ということは、部長は両方の委員会に出やんならんとか、そういう問題があって、たしか代表者会議の中で、やはり課単位で割り振るのはちょっと無理

やなという意見がたしか出て、結局従来どおりの部単位で割って、今のような結果になったという経緯があります。課単位まで踏み込めば、細かく分けることは、可能やと思います。

○部会長（服部孝規君） できないことはない。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 確かに教民の範囲は広いなあという思いはしますが、私自身も本当にそうなんですけれども、委員会等でただすというか質問しなくても、事前にあるいは所管事務事業概要を見れば十分判断のできることを、あえて委員会の中で質問をしたりというのも、私もそうなんですけれども多々あるんですね。そういう意味では、やはり質問の内容というか質を高めることが先決かなと。

それから、やはり組織ですので、今の分けて課単位とか、そういう複雑なことよりも、若干、今、教民は多いですけども、ボリュームがありながらも整理としては現状が私はいいいんじゃないのかなあという思いもします。

○部会長（服部孝規君） あとお二人さん、どうぞ。

現時点で感じていることで結構です。

副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） 私も、どちらかというところ所管の範囲というよりは、議論の中身というか、毎議会の課題によって委員会の時間とかというのが決まっている印象なので。

やっぱり人間なので、もちろん所管が広いから全部対応せなあかんというのもあると思うんですけど、やっぱり議員も人間なので、結局はやっぱり課題を持ったところに絞り込んでいくという議論になってくると思うんです。だから、所管の広さにかかわらず、課題の深刻さとか、深刻じゃない課題はないかもしれないんですけど、争点になっている議案とか出てくるじゃないですか。そういうのが委員会にやっぱり影響している気もするので、私も余り今の3委員会制が所管と関連しているというふうには、余り思えないかなという立場です。

○部会長（服部孝規君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 確かにそういう守備範囲の広い狭いのアンバランスはあるかわからんけれども、実はことしの今回の3月の教民のときに、委員会で傍聴人の人が来ておったんですよ。私、顔を知っている人もおったわけですよ。そして結果的に委員の数が減ったでしょう。今現在、教民も余り多くおらへん、昔に比べると。定数が減ったから。発言をほとんどせん委員もおられるし、そこら辺がアンバランスという印象を、どうもその傍聴人が受けたらしいんやわね。そこら辺のことがあるで、もうちょっとやっぱり人数が5人では、ちょっとそういう面が露骨に出てくるなあという印象は受けました。

だから、前から僕は思っているけど、二重加盟ということもあり得るなあと思ってね。2つの委員会に加盟。ふとその人に、傍聴人の人に後から会って、そういうふうな意見を聞いたから、確かにほとんど発言せん人も中にはおられますでね。そうすると、やっぱり余り人数が少ないと、守備範囲の問題もあるし、人数が少ないという問題もやはり多少は考えなあかんことやねと思いました。

○部会長（服部孝規君） 何か意見ありましたら。

森委員。

○部会員（森 美和子君） すごい内部的なことなんですけど、本会議で各常任委員長が報告をしますよね。議案に対しての報告をします。審議の過程で何も意見が出なかった場合、審議の過程で何も

意見がありませんでしたという報告をしなければならないので、やっぱり委員会に付託をされた議案に関しては、何らかの議論という過程を経ないと、やっぱりいかんという思いが強いので、委員長報告の中に盛り込んで、こんな議論をして委員会は通っていったんやとか、否決したんやとかということをしかりと残す必要は、私は議員としてあるんじゃないかと、委員会の役割としては。

だからこそ、やっぱり発言の質というか質問の質というのにも確かにあるんだと思うんですけど、やっぱりそこはしかりとやっていく必要があるんじゃないかなというふうに、今ちょっと、何も発言しないというようなお話もあったんですけど、だからこそ意識して、必死に議案の内容を自分の中で勉強しながら質問をしているというような状況があるということは、ちょっと言いたいなと思って。

○部会長（服部孝規君） なるほど。

それは私も産建で今回、随分感じました。だから、議案として賛否にかかわるような問題はないんやけれども、やっぱり議案が出てきて、それに対して何も質疑なしというよりは、1つでも2つでもただしておくことは要るのかなというようなことは感じましたんで、それは大事なことやと思います。ほかにありますか。

なかったら、また会長、副会長、意見ありましたらいただきたいですが。

○会長（小坂直親君） 3委員会、今回も問題は源流条例、これを教民にするか、産建にするかという、これはもう極めて矛盾しておる。理念条例は教民であって、事業をするのは産建やという、こんなこと自体がもう常任委員会の機能も発揮できないし、曖昧に終わってしまったんですね。大きな問題なんやけど、ああいう問題が起こっておること自体が、この3常任委員会でやること自体が、だから合同でしようかという話があったけど、結局教民でいって、これという議論もなしにすんなり終わってしまった、中身は何もなかったということがあって、やっぱりもう2常任委員会にするという必要もあるやろうし、事業課の予算と事務予算とで分かれるということもあるし、それから会計があると思うんです。特別会計と企業会計、別にするという一つの方法が。いろんな方法があると思うんですね。それから、一般会計を2つに、事務系と事業系に分けるということになれば、ある程度方向性もできるし議論も深まってくると思うんで、今でいう漠然と、今までそれで悪くはなかったんやけど、執行部があんな機構改革をしてくると、我々は何もそれに対応できんわけですよ、やっぱり。今まで枠が限られていたわけやから、向こうは対応せずにとんとんと自分ところの都合のええようにするけど、こっちはそれでは対応できんわけですね。それで、こういうような源流条例みたいな審議が非常に矛盾する審議で、結果がないような形で終わってしまったというようなことが起こるんで、やっぱり検討すべきであろうと。何がいいかというのはわからんけど、いろんな方法はあると思うけど、現状ではやっぱりこういう、今、教民のほうに余りにも、病院もあるわ教育委員会もと、問題を抱えておるところばかりでしょう。環境というのは、環境と一言で言うたかて、こんなもん一言で解決できるもんじゃない。こんなところを一緒くたにして、それは議論はできへんと思う。もっと集中しようと思うと、やっぱりもう少しきめ細かな議論ができるような審議できる方法を考えなあかんのかなという気はします。

○部会長（服部孝規君） 副会長さん。

○副会長（中崎孝彦君） 今も議長からも話があったけど、僕、思うのやけど、今、教民の森さんも言われたけど、3つの常任委員会で2つにするとか、いろんなそういう発言もいろいろあると思うんですけど、委員会の管轄が今の機構改革で教民のほうに物すごく多くなったという話もあるんやけど、

それはそれでもう組織改編ができて、したやつやもんで、それはそれでしようがないと思うんやけど、僕は常任委員会を4つにして、4つの常任委員会にして1つふやして、それでもう一遍中身を、どういう委員会の所属にするのかというようなことを再検討して、それで委員が4つにしたら少なくなるもんで、そこは併任と。複数の委員会に所属できるようなことにして、もうちょっと詳細にわたった議論ができるようになるのと違うかなあと。暴論かもわからんけど。そんなことも、ちょっと今、思いました。

○部会長（服部孝規君） 一つの課題は、教民に集中しているという問題、これが一つ大きな問題と思うんですけど、それをじゃあどう解決するかという方法は幾つかあるということやと思うんですよね。だから、教民に集中していること自体、一つの課題ではあるんだろうけれども、じゃあそれをどう解決していくのかというのが一つの問題かなあというふうに思うんですけども。現状のままでもやれるという人も見えますし、何らかの手だてを打たなあかんのちゃうかという意見もありますし。一つはそれかなあというふうに思います。

ほかに3委員会制の中での問題というのは、感じているところはありますか。教民に集中しているということ以外で。

私が思うのは、産建がとにかく委員長を除くと4名、だから議論がどうしても深まりづらいという、人数的な問題ね。誰がということじゃなくして人数的な問題で、そういう意味で多様な意見を反映させるという意味では、やっぱり委員長以外4人という委員の中での議論というのは、どうしても不十分にならざるを得んのと違うかなあというのは感じています。だから、5人と4人と、その1名の違いは大きい。そんな感じはします。

ほかに何か。

副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） さっき会長がおっしゃられた、今回やと教民、産建にまたがるという条例が出てきましたけど、ほかの組み合わせの可能性もあるわけですよ。総務と教民とか。

3委員会制の場合やと合同で対処するということができますけど、2委員会制とかになったときに、この2つにまたがる所管とかになる。

○部会長（服部孝規君） それはもう全体やな。

○副部会長（今岡翔平君） もう委員会という概念ではなくなる感じなんですか。

○部会長（服部孝規君） 例えば総合計画のような、本当に全市的な議案になってくるんで、それはちょっとまた別の対応を考えなならんと思う、そういう事態になったら。と思います。

○副部会長（今岡翔平君） わかりました。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） ではちょっと休憩しましょうか、10分間。

11時5分から再開いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時03分 再開

○部会長（服部孝規君） じゃあ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会の問題についてもいろいろ意見をいただいたんですけども、今のところ、どういうふうに議論を今後進めていくかというところで、私自身、方向性がちょっと持てませんので、ちょっとこの

問題については、事務局と協議をさせてもらって、引き続き議論ということは確認できると思うんですけども、どういう方向で議論していくかということについては、少しこちらのほうで詰めた上で、また提案させていただくということで、きょうはおさめさせていただきたいので、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(発言する者あり)

○部会長（服部孝規君） 教育民生委員会のボリュームが大きいということだけは、一つ出てきたんです。

それじゃあ、その他のところへ移りたいと思いますが、事務局。

○議会事務局員（村主健太郎君） お手元に配付いたしましたA3の横の表をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、本日ご協議をいただきました案件を含め、前回、検討課題の一覧を提出させていただいておまして、その中から着手中のものと未着手のものを上げてございます。

特に、こちらの2つ目の機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方、今の任期の問題と含めての委員会のあり方ということにつきましては、こちらのほう、全て案なんですけれども、10月までの推進会議までに確認をして、報告をするために検討していくのかというところでございます。

それからもう一つ、通年議会の件、5つ目でございますが、監視及び評価をどのように行っていくのかということにつきましても、こちら一旦10月への報告に向かって検討していくという案でございます。

その他の事項につきましては、それぞれ議会報告会、それから議会の情報化でタブレット端末の導入、それから議会事務局の機能強化が着手中という中で、こちらにつきましても1年、必要に応じ検討していくというような形になっております。

1点、ちょっと補足させていただくとすれば、公聴会制度が未着手の一番上に来ておりますが、こちらにつきましては、検討課題としては今まで着手中の中に入っておりますんですけども、実はこれは参考人制度、いわゆる請願者の趣旨説明の参考人制度のほうと一体になっておりましたところ、先に請願者の趣旨説明で参考人制度の整備ができたところから切り離しましたのですが、公聴会制度につきましては、まだちょっと具体的な要綱等も整備しておりませんので、今の段階では未着手というところに入れかえをさせていただいております。

今後のスケジュールの参考としていただければということで、ご提出させていただきました。以上です。

○部会長（服部孝規君） はい。

簡単に言うと、我々任期2年の1年の終了時点までに、通年議会と委員会の問題については何らかの結論を出せばということで、これは優先をしてやりたいと。その他のものについては適宜、その都度検討して3月までということで位置づけをしたいということなんです。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○部会長（服部孝規君） 優先課題を2つさせていただくというスケジュールです。

もちろん、これ以外に必要なものが出てまいりましたら、それは適宜入れていきたいというふうに思いますけれども、現時点ではこれで進めたいと思います。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○部会長(服部孝規君) そのほか、何かありましたら。

岡本委員。

○部会員(岡本公秀君) さっきの10月までに終わるという話やけど、この議長の任期はもう決まっておるわね。これはもうええんやけれども、常任委員会の任期を10月までにみんなに言うというけど、それはもう今のままで行くというのも一つの言い方やわな。変えればばかり言わんでもええんやで。新しくこうしますとか言わんで、今のところ、いろんなことを考えたけれども、これというええ方法はなかったから、もうしばらくは、あと1年2年は今の3委員会で、教民が多少ボリュームが大きいけれども、議会ごとに内容は変わっていくで、多いときもあれば少ないときもあるんだから、そういうのもありということですよわね、改革案がなかなか出なかったら。

○部会長(服部孝規君) 出なければ、もう現状のままということなんで。ただ、こういうふうに変えるといった場合にしたら、どこから変えていくのか。例えばこの11月から変えるのか、2年たった時点で変えるのか。そのあたりの議論はまだあるかと思えますけれども、少なくとも改革案が出ない限りは、現状を続けるという理解でいいんと違いませんか。

また、改革案が出て実施するとなったときには、その実施時期については、また別途議論をせんならんというふうに思います。

○部会員(岡本公秀君) 上から3つ目のパソコンやタブレット等の利活用の検討やけど、まだこれは着手中というか、これはもう終わってしもうた話じゃないんですか。これ、着手中という、どこまで着手が続くんですかね。

○部会長(服部孝規君) 説明をお願いします。

○議会議務局員(村主健太郎君) 事務局村主から説明します。

こちらのほうにつきましては、検討内容としてはパソコンやタブレット等の利活用の検討ということが趣旨でございまして、議会運営の原則として、議会運営の円滑化に資するものとして活用を進めていくという中で、特に平成28年5月にタブレット端末を会議に導入しまして、本格運用を開始しております。こちらのほうでは、できることからペーパーレス化を図っているというところがございます。ですので、本会議の資料につきましても、その日限りでの資料につきましては、ある程度省略等を図らせていただいております。

ただ、これらの活用につきまして、パソコンも含めてですけれども、さらに効果的に活用していく方法があるのではないかということ、あとタブレットの利活用につきましても、議会全体での議員さんによる差もあるという中で、完全ペーパーレス化は難しいかもわかりませんが、基本的にはやはり効率化、経費削減等に努めていくということで導入をさせていただいておりますので、これは今後もいろんな方策を検討していくという意味で上げさせていただいております。

○部会長(服部孝規君) 渡邊課長。

○議事調査課長(渡邊靖文君) このタブレットの導入の目的の一つに、今言いましたペーパーレス化があるんですけど、ペーパーレス化を図っていくには執行部のタブレット導入が不可欠になってきます。私どもの議会のほうでタブレットを導入するときに、執行部のほうの情報担当部長のほうにも導入の予定を確認もさせていただいたりしております。まだ今のところ、執行部が明確にいつ導入す

るとかいう話が来ておりませんので、やはりこの辺も見据えて、執行部が導入すれば、さらにペーパーレス化も進んでいくということになってきますので、当面着手中のままということになるかと思えます。

○部会長（服部孝規君） 取り組みはしているんですけども、最終的なペーパーレス化、それから執行部も対応するという時点まで、やっぱりこの課題はやっていくということで着手中という扱いになっているという理解をお願いします。

他にありますか。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 本当にこれはその他のことなんですけれども、うちの会派は例の議会報告会に関しては否定的なんやわ。それはそれとして、僕らが思うておんのは、よく新聞にも子ども議会とか、子供といっても小学生や中学生じゃなくて高校生レベルの、そういった人を対象に、広聴広報的な意味合いもあって、本会議場を使って、そういったことをやってみる。

それがなぜええなあと思うのは、高校3年生ぐらいというのは、毎年卒業して人がかわっていくやんか。新しい人が来ると、また意見の変遷というか変わってくると思うし、うちの会派が何で広聴広報で議会報告会に対して余り積極的に賛成せんかという、どこでもそうやけれども、この前の私らの引き出しに入っておる市議会旬報に四日市のことが載ってましたやろう、先週やったかなあ、先々週か。それに四日市、ずうっと見ておったんやね、議会報告。それならやっぱりいろいろ手を変え品を変え、いろいろやっておるけど、やっぱり人数が、参加者がどんどん減っていくのはあって書いてあったわ。やっぱりそうかなと思って見ておるんやけどね。

だから僕は、四日市なんかもそういう悩みがあるわけやけど、どうしても同じ顔ぶれが必ず来るのね、固定客。それよりも、やっぱり高校生は、もう今は高校3年生は有権者の人もおるわけやで、そういった人やったら毎年人が入れかわっていくで、毎回固定した人ばっか来るということもないし、だから若い人の意見というの、それこそそういう場じゃなけりや、なかなか聞けないやないかなあと思って、それを僕はやるということも、まんざら悪いことではないと思っておると。そのことだけ申し添えます。

○部会長（服部孝規君） はい。わかりました。

またこれは、議長・副議長とも相談して、検討課題に上げるかどうか、それからまた、どこでそれを検討するかも含めて、ちょっと対応したいと思います。

ほかにありますか。

よろしいですか、会長、副会長、よろしいか。

○会長（小坂直親君） 今の話はやってもええんやけど、結局セレモニーで終わってしまうで、質問も出ても、それに対する回答も、名回答ばかりで、マスコミのための子ども議会ではならんと思う。僕もそれはいいことやと思うけど、それは十分考えます。

○部会長（服部孝規君） なるほどね。はい、わかりました。

他によろしいですか。

○会長（小坂直親君） もう一点だけ。

いろいろあって、議会に対する議員の見方もいろいろあるんで、全国的にもやっぱり統計をとっても、議員提出議案というのは非常に少ない。亀山市にとっても歴代何件しかないということで、私は

2年間ということで、何として、目標としては、年に1本ないし2本、例えばブロックの塀はできたけど通学路の安全確保条例とか、そういう理念的な条例でもいいので、やっぱり議員提出議案を、予算を伴う伴わないにとどまらず、やっぱり年に1本ないし2本を議会として総意を持って、市民全員に影響が、恩恵をこうむれるような意見を出していただきたいということをお願いしておきます。

○部会長（服部孝規君）　じゃあ、以上できょうの会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

午前11時15分　閉　会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 31 年 4 月 10 日

議会改革推進会議検討部会長 服部孝規